

令和 2 年度  
第 3 回  
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 2 年 8 月 7 日 (金) 午後 3 時～  
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階  
共用大会議室

## 会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金専門部会の審議結果報告について
- 2 宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）
- 3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について
- 4 その他

令和2年8月7日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会  
部会長 橋口 剛利



### 宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月29日、宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月5日発効の宮崎県最低賃金（時間額762円）は平成30年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

宮崎県最低賃金

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 793円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 762 円
- (3) 発 効 日 平成 30 年 10 月 5 日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 30 年度
- (3) 生活保護水準（平成 30 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,702 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$762 \text{ 円 (宮崎県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 108,332 \text{ 円}$$

※ 令和 2 年 7 月 10 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 No.2 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

宮崎地方最低賃金審議会  
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和2年7月29日

区分	氏名	現職
公益代表委員	橋口 剛和	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	松岡 優子	西山・松岡法律事務所 弁護士
	森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	蔵本 聡	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
	野口 英邦	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
使用者代表委員	奥野 信利	宮崎県商工会連合会 専務理事
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事

各側五十音順  
(敬称略)

宮崎地賃審発第5号  
令和2年8月7日

宮崎労働局長

名田 裕 殿

宮崎地方最低賃金審議会

会長 松岡 優子



宮崎県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和2年7月3日付け宮崎労発基 0703 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月5日発効の宮崎県最低賃金(時間額762円)は平成30年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

宮崎県最低賃金

- 1 適用する地域  
宮崎県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 793円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり



## 宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 762 円
- (3) 発 効 日 平成 30 年 10 月 5 日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 30 年度
- (3) 生活保護水準（平成 30 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,702 円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$762 \text{ 円 (宮崎県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 108,332 \text{ 円}$$

※ 令和 2 年 7 月 15 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 No.2 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。